

【観光を目的とした短期滞在査証】

2023年5月

A. 該当するケース

観光を目的として渡航する場合

B. 提出書類（各書類の詳細は、https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html）

※は当館 HP でダウンロード可

- ① パスポート（要署名）
- ② 査証申請書※（4.5×3.5cm の顔写真貼付）

☞ 使用済みの日本国査証が旅券上にある場合、以下の③と④は不要

- ③ 出生証明書（PSA で1年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）
- ・PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書

- ④ 婚姻証明書（既婚者のみ。PSA で1年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書

- ⑤ 滞在予定表※

〔申請人が費用を一部又は全部負担する場合〕

- ⑥ 預金残高証明書
- ⑦ 納税証明書（フィリピン内国歳入局指定様式。写し可）
 - ・自営業者については、**総所得の記載及び受領印のあるもの**
 - ・様式 2316 については、**雇用者及び被雇用者の署名があるもの**

【併せて提出する書類】

- ・何らかの理由で納税証明書が提出できず（退職者等）、かつ、預金残高証明書上に一日当たりの平均残高（ADB）の記載がない→同預金口座に係る過去3月分の出入金記録

〔フィリピン在住の身元保証人が費用を一部又は全部負担する場合〕

- ⑧ 身元保証書※
- ⑨ 申請人と身元保証人との関係を証明する資料（出生証明書等）
- ⑩ 預金残高証明書
- ⑪ 納税証明書（上記⑦に同じ）